

3. 持続可能な生産に向けた取組



3-1. 持続可能な原材料調達の実況

○世界的なSDGsの取組が加速し、輸入原材料に係る持続可能な国際認証等が欧米の食品企業を中心に拡大する中で、2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す。

これまでの主な取組

【国内の対応】

- 「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を公表、セミナーを開催し食品企業に広く周知（令和5、6年度）
- 「食品企業のための持続可能性に配慮した輸入原材料調達に関する入門書」および研修用動画を作成し、業界団体を通じて周知（令和6年度）

【原料生産国と連携した対応】

- カカオ豆について、ガーナにおいて、現地サプライヤー、カカオ生産者、ガーナ政府、NGOとのワークショップを開催（令和4年度）、「協生農法」に関する技術講習会を実施（令和4、5年度）
- 国際農業開発基金（IFAD）と立ち上げた「民間セクター・小規模生産者連携強化（ELPS）」イニシアティブの第1号案件として、タンザニアにおける「持続可能なコーヒー生産プロジェクト」、さらに第2号案件として「ルワンダにおける有機認証を通じたマカダミアナッツの輸出バリューチェーン強化」を通じ、我が国民間企業が環境や人権等の持続可能性に配慮した輸入原材料を安定的に調達することを支援

今後の対応

	2030年目標の達成に向けた課題	2030年までの対応策
技術	<ul style="list-style-type: none"> 企業が原料生産国にて持続可能性に配慮した調達に取り組む際に、環境負荷の少ない農法、有機農法、ロスの少ない収穫後処理技術の指導等、現地での技術的な支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国としてELPSへの参画に関心を有する企業と随時意見交換を行い、新たな案件の形成を展開していくことで、食品企業による世界各地の調達先の生産者に対する技術的な支援を推進
推進活動	<ul style="list-style-type: none"> 途上国の、特に小規模生産者とのネットワークがなく取組が進められない企業を後押しする必要 持続可能性に配慮した原材料調達の取組は追加コストが発生するため大手企業を中心。中小企業等を含めた業界全体への広がり課題 気候変動対策及び人権尊重の取組については、原料生産を含めたサプライチェーン全体の管理が求められるため、サプライチェーン内、あるいは業種横断の連携した取組が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 食品企業と小規模生産者とをつなぐELPSの新規案件形成を推進 2025年度に発足した「食サス」（サプライチェーン関係者が参画し、個社で対応が難しい解決策の検討や知見の横展開等により、業界全体の取組の推進を図る官民連携の場）を、より中小企業等を含む食品産業全体の取組を広く推進できるものに効率化・高度化していく 「食サス」のワーキンググループ等において、気候変動や人権に係る企業等の連携による取組について検討し、連携を推進



人権尊重に関するセミナーの様子（「食サス」の一環として実施） 26

3-2. 食品の円滑な価格転嫁に向けた取組

- 原材料費、エネルギー費等が上昇する中、コスト上昇分の適切な価格転嫁に向け政府全体で各般の取組を実施。
- 農林水産省としても、適正取引推進ガイドラインの策定・普及や、消費者の理解醸成のための取組を実施。

価格転嫁に向けた政府全体での取組

「**労務費転嫁の指針**」の策定・徹底、「**価格交渉促進月間**」による価格交渉・価格転嫁しやすい環境づくり、事業者による「**パートナーシップ構築宣言**」の促進など、政府全体での取組を実施。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

労務費の転嫁に関する発注者・受注者双方の立場からの12の行動指針（令和8年1月1日改正）。事業者の取組状況は、公正取引委員会の「特別調査」によりフォローアップ、事業者名の公表等を実施。

<発注者として採るべき / 求められる行動の例>

- ★ 本社（経営トップ）の関与
- ★ 発注者側からの定期的な協議
- ★ 説明や資料を求める場合は公表資料とする など

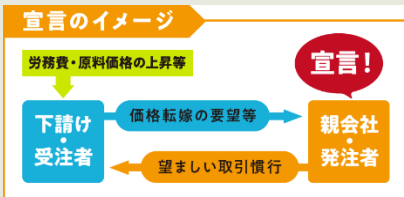
価格交渉促進月間

毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と設定し、価格交渉、価格転嫁について積極周知・広報。各「月間」終了後には、中小企業庁においてフォローアップ調査を実施し、受注事業者の声を踏まえた発注事業者ごとの価格交渉、価格転嫁の状況を公表。状況が芳しくない事業者に対しては、業所管省庁から指導・助言を実施。



パートナーシップ構築宣言

コスト上昇時に価格転嫁に応じるなど、望ましい取引慣行（下請振興法に基づく振興基準）の遵守等について、発注者が宣言。



適正取引推進ガイドラインの普及の取組

独占禁止法、取適法で「問題となり得る事例」と「望ましい取引事例」をわかりやすく掲載した適正取引推進ガイドラインを策定・普及。

直近では、食品等流通法に基づく食品等流通調査において、客寄せのための納品価格の不当な引き下げなど、独占禁止法等の観点から問題となり得る事例がなお存在することが明らかになったため、「**卸売市場の仲卸業者等と小売業者との間における生鮮食料品等の取引の適正化に関するガイドライン**」を策定（令和7年12月改訂）。

また、令和6年度食品等流通調査結果に基づき関係団体・事業者に対し、農林水産大臣名で、上記ガイドラインの周知・活用の協力要請をするとともに、センターフィー等の透明性確保や労務費等の価格転嫁に関する不利益な取扱いの禁止を注意喚起。（令和7年3月）。

消費者等の理解醸成のための取組

食品の生産・加工・製造・流通におけるコスト上昇の背景等をわかりやすく伝える「**フェアプライスプロジェクト**」を展開。

生産現場のインタビュー動画、食品産業を舞台にした動画、消費者参加型イベント、シンポジウムの開催等により発信し、消費者等の理解醸成や行動変容を図る。



フェアプライス プロジェクト

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fair-price-project/>



3-3. ビジネスと人権に関する最近の動きについて

<国連「ビジネスと人権に関する指導原則」>

- 「ビジネスと人権に関する指導原則：国連『保護、尊重及び救済』枠組み」では、「人権を保護する国家の義務」、「**人権を尊重する企業の責任**」、「救済へのアクセス」の3つの柱から構成されている。
- 指導原則では、企業は、人権を尊重する責任を果たすため、次のような企業方針と手続を持つべきとされている。

1 人権方針の策定

指導原則 16

企業は、人権を尊重する責任を果たすというコミットメントを企業方針として発信することを求められている。



Policy Commitment

2 人権デュー・デリジェンスの実施

指導原則 17~21

企業は、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施することを求められている。この一連の流れのことを「人権デュー・デリジェンス」と呼んでいる。



Human Rights Due Diligence

3 救済メカニズムの構築

指導原則 22

人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を確認した場合、企業は正当な手続を通じた救済を提供する、又はそれに協力することを求められている。



Remediation

<最近の国内の動き>

1. 経団連「第3回企業行動憲章に関するアンケート結果」

- R5年8月～9月に経団連が全会員企業を対象にアンケートを実施（回答企業286社）。
- 回答企業の76%が、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき取組（一部実施や実施予定を含む）を進めており、前回調査（2020年）の36%から大幅に増加。ただし、従業員499人以下の企業は「取組みに着手できていない」、「内容を理解していない」割合が多い。

2. 関係府省庁連絡会議

- 国際的な動きを踏まえて、R2年10月に「「ビジネスと人権」に関する行動計画」を策定。
- **R7年12月に行動計画を改定。引き続き定期的なフォローアップを実施予定。**

3. 農水省の取組

- 「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」策定（R5.12）及びセミナー開催（R6.2）

<最近の海外の動き>

- EUでは、EU域内の企業等に、サステナビリティ関連のリスクと影響について情報開示を義務付ける「企業サステナビリティ報告指令(CSRD)」が2023年1月に施行。
- また、2024年4月に、欧州議会が、EU域内の企業等に対しサステナビリティ関連のデュー・デリジェンスを義務付ける「企業サステナビリティデュー・デリジェンス指令(CSDDD)」を採択。

注)「ビジネスと人権に関する行動計画（2020-2025）」より抜粋

3-4. 食品企業向け人権尊重の取組のための手引き

- 令和4年9月に経済産業省を中心に策定された「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を参考に、令和5年12月に「食品企業向け人権尊重の取組のための手引き」を作成・公表。

1. 背景

- R4年3月、経済産業省において、企業による人権尊重に向けた、業種横断的ガイドライン策定のための検討会を設置。9月13日に日本政府のガイドラインとして決定。
- 食品企業から「人権対応の重要性は理解するが、何から取り組めばよいかわからない」との声を受け、特に中小企業が円滑に人権対応を進められるよう、**食品産業向けに特化した手引きを策定した。**

2. スケジュール

- 令和6年度はセミナーの実施、取組事例集の作成、4食品業界団体に「ビジネスと人権」に係るセミナーの講師派遣を実施した。セミナー動画・事例集はHPに掲載。
(<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kokusaihan/index.html>)
- 令和7年度は、「食料システムサステナビリティ課題解決プラットフォーム」に「ビジネスと人権WG」を設置し、セミナーの開催や取組普及に向けた検討を実施。

3. 手引きの構成

- 1 本手引きの経緯・目的等
- 2 なぜ人権尊重に取り組む必要があるのか
- 3 取り組む上での考え方
- 4 人権尊重の取組の全体像
 - 4-1 人権方針の策定
 - 4-2 人権デューデリジェンス
 - 負の影響の特定・評価
 - 負の影響の防止・軽減
 - 取組の実効性の評価
 - 説明・情報開示
 - 4-3 救済

参考資料

別添1 各人権に関するリスクへの取組において意識すべきポイント

別添2 作業シート

参考資料編

